

公益財団法人佐々田ゴルフ財団  
代表理事 佐々田正徳 殿

## 特待生誓約書

公益財団法人佐々田ゴルフ財団（以下、本財団）の助成を受け特待生として活動することに関して、「特待生募集要項」及び「特待生助成金給付規程」の内容を理解し、以下の事項を遵守する事を誓約いたします。

ただし、本誓約書に定めなき事項、若しくはその解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って本財団との協議を行い、その決定に従うものとします。

第一条 本助成の給付対象期間は、西暦2026年1月1日から西暦2026年3月31日までとする。以降、年4回(4月・7月・10月・1月)の定期的な財団審査を経て、最長で中学3年生の卒業月まで給付期間を延長する。

第二条 助成金の使途は別表2助成金給付費用一覧の内容に従う。

第三条 以下の書類を定められた時期に、必ず、提出する。

(1) 四半期ごと（助成対象期間終了後、翌月10日(当日消印有効)まで)

- ・助成金申請書 兼 生活状況報告書
- ・領収書や請求書の原本 (A4用紙に添付)

(2) 毎年4月10日（当日消印有効）まで

- ・継続申請書
- ・在学学校の前学年の通知表・通信簿・成績表の写し
- ・別表3の大会成績を明らかにする裏付け資料  
(最も成績が良かったものを1つ)

第四条 次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、助成金の給付決定の取消、給付の中止、または、すでに交付した一部もしくは全部を返還しなければならないことを認識し、理解し、本財団の処分に従う。

- (1) 退学または出席停止処分（学校教育法第35条、第49条）を受けたとき
- (2) 小学生については、原級留置や転校勧告の措置を受けたとき
- (3) 中学生については、原級留置や転校勧告の措置を受けたとき、又は、通知表における各科目の評定が5段階評価換算で、二学年連続、同一科目の平均評価（又は年度末評価）で2以下となったとき
- (4) 別表3に記載された大会において、2年連続、指定する成績に満たないとき
- (5) 特待生として相応しくない行為が認められたとき
- (6) 本財団に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (7) 期限までに、本財団が指定した書類を提出しないとき
- (8) 助成金の給付を受けることを辞退したとき
- (9) その他助成金を要しない理由が生じたとき
- (10) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

第五条 本財団から助成金の使途や活動内容等について詳細な報告や監査を求められた場合には、誠意を持って対応する。

(様式3)

第六条 次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、書面により本財団に届け出る。

- (1)特待生助成金給付規程第9条に定める助成金の休止事由に該当したとき
- (2)特待生助成金給付規程第11条第2項に定める助成金の打切り事由に該当したとき
- (3)本人または保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

第七条 本財団関連の印刷物やホームページで、大会成績や氏名等が公表されることを理解し承諾している。

第八条 確定申告等の法令上の手続きを必要に応じて適正に行う。

以 上

特待生氏名(自署) :

保護者氏名(自署) :